

## オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会（第6回）

令和7年7月8日

【鈴木利用環境課課長補佐】 事務局でございます。本日も、皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会、第6回会合を開催させていただきます。

本日の会合はオンライン開催となりますので、構成員の皆様は御発言を希望される場合は、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。そのほか、何かございましたら、チャット機能等で随時事務局に御連絡をいただければと思います。

議事進行は、曾我部座長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

【曾我部座長】 本日もよろしくをお願いいたします。今日はお時間に余裕を持って2時間を御予定いただいていると思いますけれども、実際には1時間程度を予定しております。

進行につきましては、事務局から中間論点整理案につきまして変更点を中心にまず御説明をいただきました後に、各構成員から一言ずつ御意見をいただきたいと思っております。

そうしましたら、まずは事務局のほうから御説明いただきます。よろしく申し上げます。

【大内利用環境課長】 よろしくをお願いいたします。事務局、利用環境課長の大内でございます。本日お手元に事前に送付してございますけれども、資料2といたしまして、中間論点整理（案）本文でございます。資料3といたしまして、その概要をお配りしているところでございます。前回会合におきまして概要ベースで骨子案の御審議をいただきまして、おおむね御了承いただきましたので、本日は主に資料3に基づきまして、前回会合からにおける御指摘を反映した部分を中心に御説明をさしあげまして、その後、質疑とさせていただきます。

それでは、お手元資料3の「中間論点整理（概要）」という資料を御参照いただければと思います。

変更点ということでいいますと、まず、3ページ目をおめくりください。「検討の基本的視座」というこのスライドでございますけれども、前回御指摘がございまして、この4つのオンラインカジノをブロックするかどうかに関する検証ステップの④から①に循環

する形で矢印がございましたけれども、こちら不適當であるということで、こちら赤い矢印を1本削除しているものでございます。

続きまして、4ページ目にお進みください。検討の背景、2ポツのところでございます。例えば「合法」を「適法」にする等幾つかいわゆる修字上の修正も行っておりますけれども、大きな修正点といたしましては、まず、②の「包括的な対策の必要性」というところの1行目でございます。オンラインカジノの利用の違法性のところの後でございますが、無料版からの巧妙な誘導を行うサイトが存在するなどオンラインカジノ特有の問題に起因する周知・啓発の必要性ということで、この部分、無料版のところの記載を追記したものでございます。

続きまして、6ページ目にお進みいただければと思います。こちら、前回もお示ししましたけれども、「アクセス抑止の全体像とブロッキング」ということで、主に考えられる対策、アクセス抑止の対策とその概要や課題について掲げたものでございます。前回御指摘がございましたCDNの対応のところでございます。このCDNの法的・技術的課題のところには括弧書という形で通信の秘密等との関係整理が必要ということに記載させていただきましたけれども、この点は自明であるという点も含めて御指摘をいただきましたので、この点を削除した上で、多少この中身、「CDN事業者に求められる対応に応じて要検討」という形で言葉を見直させていただいているものでございます。

続きまして、少しページが飛びますけれども、13ページまでお進みいただければと思います。こちら前回お示しいたしましたシンクタンクの発表に基づく諸外国の状況でございます。こちら例えばイギリスの運用状況等につきまして、アクセスブロッキングかどうかという点が不明確であるという御指摘がございました。この点は前回も注記という形でお断りをさせていただいていたところではございますけれども、重要な点ということでございますので、上の四角囲い4ポツに、以下の整理表はブロッキングに限るものではない、という形で本文に明記させていただくという形で表現ぶりを変えさせていただいたところでございます。

続きまして、この概要資料で最後でございますけれども、15ページ目にお進みいただければと思います。こちら、前回会合で御指摘というよりは、その後いただいた御意見も踏まえてでございます。3ポツでございますけれども、それでも被害が減らずに必要性がある場合という形で簡略化して書いていたところではございますけれども、この点、この3ポツの「上記のとおり」以下でございますけれども、他の手段が尽くされていること、

有効性があること、または利益の均衡があることという、こういったことが認められる場合にはブロッキングの実施が可能となるということで、これまでに検証のステップで書かせていただいたことを改めて記載させていただくことで、より明確化を図らせていただいたというものでございまして、特に内容に変更があるものではないと認識しているところでございます。

以上がこの概要資料の前回からの主な変更点でございます。お手元の資料2につきましては、この概要資料に基づきまして、これまでに構成員とか参考人の皆様からいただいた御意見をそれにひもづける形で整理をさせていただいて、全体的に文章にさせていただいたものでございます。こちらは事前に御確認いただいているかと思いますし、大部にわたりますので、本日の説明は割愛させていただければと考えているところでございます。

極めて簡単ではございますけれども、事務局からの説明となります。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございます。そうしましたら、各構成員から一言ずつ御意見をいただければと思っております。私のほうから指名させていただきますので、順次よろしく願いいたします。

まず、座長代理の橋爪構成員からお願いして、その後、五十音順で、鎮目構成員、田中構成員、長田構成員、前村構成員、森構成員の順番でお話をいただき、その後、本日御欠席の構成員もおられますので、その方々については事前に事務局に御意見をいただいておりますので、事務局に代読をしていただきます。

ということで、本日御在席の方々に御発言をいただきます。ではまず、橋爪座長代理、お願いいたします。

**【橋爪座長代理】** ありがとうございます。簡単に意見を申し上げます。

全般的な方針については、特に異存はございません。

ブロッキングの可能性を現段階においては排除しないが、現時点においては他の方策の有効性の検討を優先するということかと存じます。もちろんいつまで他の方策の有効性について検討を続けるかとか、どのように他の方策の有効性を検証するかということも、今後の課題となりますが、これらについては、これからの検討会でさらに具体的な内容について検討を深めていく必要があると考えております。

なお、この検討会ではこれまで、ブロッキングを実施すべきか否かの検討に議論が集中しておりましたが、仮にブロッキングを実施する必要があるとなった場合について、そこからはじめて具体的な方策や制度設計について議論をしているのではさらに時間がかかっ

てしまいますので、今後の検討会においては、仮にブロッキングをする場合にどのような方法があり得るかという点についても具体的な検討をすることが有益であるように考えております。

恐らくこれらの具体的な方策を検討することで、ブロッキングの効果の有無とか新たな課題などがさらにクリアになってくると思いますので、そのような意味からも、今後の議論においては、ブロッキングをするか否かだけではなくて、仮にブロッキングする場合にどのような制度設計が好ましいかという点についても議論することが有益であることについても付言しておきたいと思います。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。続きまして、鎮目構成員、お願いいたします。

**【鎮目構成員】** では、私からも簡単に申し上げたいと思います。

全体の方向性につきましては、賛成です。特に異論等はございません。特に大事な点は、ブロッキング以外の他の方策が尽くされたかどうかということを検証しつつ、同時にブロッキングの有効性についても見極めていくということであり、この点はしっかりやっていくことが必要かと思えます。

その上で、1点だけ、このスライドの文言に関して若干検討をお願いしたい点がございます。中間論点整理（概要）の8ページ一番下のポツのところですが、ここでは、ブロッキング以外の対策が尽くされたかについての具体的検討の方法として、「それらの対策を尽くしてもなお違法オンラインカジノに係る情報の流通が著しく減少しない場合には、ブロッキングを排除せず、追加的な対応を講じることが適当である」と書かれております。

ブロッキング以外の対策について、どの程度その効果が得られたことを要求するのかということについて、この記載によれば「オンラインカジノに係る情報の流通が著しく減少する」と、かなり高めの設定がされております。そうなりますと、ブロッキングの有効性がどの程度見込まれるかについても、同様に、オンラインカジノに係る情報の流通を著しく減少させる程度の有効性が必要であるということにもなりそうです。このブロッキング以外の対策とブロッキングが、どのくらいオンラインカジノ情報の流通を防止することができるのかということについては若干の検討が必要かと思えますので、今後その辺りについても議論ができればと考えております。

私からは以上です。繰り返しになりますが、全体の方向性については全く賛成です。以

上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。方向性については御賛成いただいた上で、個別の留意点をお示しいただいたものと思います。ありがとうございます。

では続きまして、田中構成員、お願いいたします。

【田中構成員】 田中です。私のほうも、特に取りまとめに対して何か訂正とかそういったものはないんですけども、やはりギャンブル等依存症対策基本法の改正法案が採択されて決められましたので、これらが9月ぐらいから動き出すはずなんですね。この基本法で決まったこの方策がやってみた結果どうなっていくのかというところ、どうなったのかということを決めて検証していただいて、ブロッキングがさらに必要かどうかということを検討していただくというのがいいのかなと思っております。

ですので、基本法で決まったほかの対策というのがどの程度効果があるかないかというようなことをまた警察庁さんに調査していただくのか、前回の調査は本当にすばらしい取りまとめだったと思いますので、同様の調査をもう一度警察庁の皆さんにお骨折りいただくのか、その辺のところを検討していただけたらなと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。こちら基本的な方向には御賛成いただいた上で御指摘いただいたということで、ありがとうございます。

続きましては、長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 長田です。御提案いただいた取りまとめについては賛成です。もうここに書いてあるとおりでございまして、まずやれることを精いっぱい皆さんでやっていくという中には、ここに参加している我々も含めて、どうやって語っていきこう、オンラインカジノというものの恐ろしさというのをどうやって伝えていくかというところはそれぞれの立場の人たちがやっぱり努力をする必要がたくさんあるんだなと思っております。いろいろな私の周りの人や知人などとお話ししていてもなかなか認識が広がっていないという、「ああ、ニュースで見たわ」みたいな感じのところ、自分たちとは関係がないと思ってしまう方たちがとても多いと思うので、やれることをみんなでやっていくということが大切かなと思っております。

その上で、ブロッキングに関しては私としての立場は変わりませんが、いずれにしろ有効性が本当にあるのかということも含めて御専門家の皆さんの御検討というのがとても大切になってくると思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、前村構成員、お願いいたします。

【前村構成員】 前村でございます。ありがとうございます。中間整理のほうを拝見いたしまして、適切に今までの議論が踏まえられている、お骨折りいただいたと思っております。ありがとうございます。今までの皆さんの御発言に同意するところであります。

1点、すごく細かなところなんですけれども、気になったところがあります。概要版だと6ページ目、6スライド目の「アクセス抑止の全体像とブロッキング」というふうな表がありまして、ジオブロッキングのところ、海外事業者については強制できないというふうに端的にされておりました、これは本紙のほうでも同じ文言が使われております。

それで、こちらは私自身は素人なのでこれが適切なのかよく分からないのですが、海外事業者であっても、日本の法制における賭博罪を構成し得るのではないかと私は検討会の議論を拝聴して理解しておりました、それであった場合に、強制できないというのが適切な表現、あるべき表現なのかというのがちょっとよく分かりません。この辺は法律家の皆さんの御検討に委ねるほかないのですけれども、その点ちょっと気づいた点として挙げさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の御指摘は具体的な御指摘ですので、今現在で事務局のほうでコメントできることがあれば、いかがでしょうか。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。ジオブロッキングについては、海外事業者に対しては現在、削除や発信の制限についての働きかけ等を行っているところでございまして、その効果等の結果も見ていく必要があるかと思っております。

ここに書いてございますのは、あくまで国内の行政管轄とか、もしくは法律の執行の管轄の観点から、その効果を強制することができないという原理原則について記載をしているところではございますけれども、この点についても何かしら本文のほうも含めてより正確な表現が望ましいということであれば、また曾我部先生とも御相談の上、より正確を期す観点からの修正については検討させていただければと考えているところでございます。

以上です。

【前村構成員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。オンラインカジノ事業者が日本でもサービスを提供する、これが犯罪に当たるとすれば、それを避けるためにジオブロッキングをしてもらう、せざるを得ないという、そういう関係性はあるかもしれないということと、正面

から義務づけるというのは現状、法制上、一定のオンラインカジノを合法化した上で、そうでないものにジオブロッキングを義務づけるとかそういうことがあるんだとすると可能かもしれませんが、確かにちょっと強制できないというのは、それも含めた包括的な言い方になっているのかなとは思いますが、書きぶりについては、もし必要であれば検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

では次に、森構成員、お願いいたします。

**【森構成員】** ありがとうございます。私も取りまとめの方向性に賛成です。しっかりとおまとめいただいたと思っています。

まず、今の前村さんの御意見なんですけれども、前村さんの御意見は誠にごもっともでして、私も全く同じように考えておりました。概要版だと、義務づけられないという一般的なことで、それは大内さんのおっしゃるとおりだと思うんですけれども、詳細版というか本体のほう、中間論点整理の本文ですと、この問題は11ページに書かれております。ジオブロッキングを海外事業者にどのように実施させるかという課題が指摘されているという本文に対する脚注として脚注9なんですけれども、構成員からは、国内から賭博に参加できるオンラインカジノについては、サイト運営者に国内犯が成立する可能性があるため、その点を指摘して、サイト運営者に対してジオブロッキングを促すべきであるとの指摘があるということで、これは私が以前申し上げたことなんですけれども、前村さんも同じ御意見を今回言っていたということだと理解しました。

国内犯が成立する可能性があるというのはかなり控え目な表現で、まず、私は必ず国内犯が成立すると考えております。私がそんなこと言っても、ふーん、そうですかという感じだと思うんですけれども、橋爪先生も同じ御意見であるということとを別のところで御講義を拝聴して伺いましたので、そういう意味では少なくともこの検討会には、国内で参加できるオンラインカジノは国内犯であるという意見しか存在しないし、また、さらに言うと、いや、そんなことはない、それはメンバーが海外でサーバーが海外だったら国内犯ではないという御意見がどこかにあるかということ、それは聞いたことがないということですので、ここに書いてある「国内犯が成立する可能性がある」というのはかなり控え目な表現になっているかなと思います。そこまでが前村さんの御意見に対するコメントです。

私が申し上げたいのは、本当にしっかり取りまとめいただきましたけれども、やはり残された課題として、プライベートリレーの問題、プライベートリレーによるゲームチェンジが起こっているんじゃないかと。児ポのときと海賊版サイトのときとは違うんじゃない

かと思っておりますので、それが1点目です。特に若年者に対する影響ということですね。

それからもう一つは、やはりCDNに対するアプローチということが今回はちょっとできていなかったと思いますので、そこをぜひ、これは次回会合でということではなくて次回会合までに、サーバーがどこにあるのかというようなことについて情報共有できているところとしては、CDNを例外なく使っているということと、こちらからCDNしか見えてない、オリジンサーバーなんか見えてないということ、そういうことですので、CDNは共犯じゃないかと私は思っておりますし、そういうふうを考えることは十分可能だと思っておりますので、CDNへのアプローチということが課題であろうかなと思います。

今回1点だけ、中間論点整理の構成といいますかそういうところについて申し上げますと、概要版でいうと、有効性のところですね。別にこれは何か変えてくれというようなお話ではないんですが、9ページ。実は我々はこれまで有効性の話として2つのことを話してきたんじゃないかと思うんです。一つは、この1ポツにあるみたいに、VPN等で回避されてしまうという、回避されるから効果がないんじゃないかという話、もう一つが、この2ポツにあるように、カジュアルユーザーに対して一定の効果があるんじゃないかと。

どういうポジティブな効果があるかという話と、回避されちゃうから意味がないんじゃないかという話が一緒に有効性のところに入っておりましたけれども、これは別に両方、有効性と日本語的には言っていて差し支えないものだと思いますけれども、パブリックリゾルバとかプライベートリレーによる回避が容易であるという話と、誰に対してどういう効果を持っているのか、カジュアルユーザーに対する予防効果があるんじゃないか、あるいは警告表示をすることによって、警告的評価、警告的効果というんですかね、そうか、オンラインカジノやったら違法なんだということが分かる教育的効果があるんじゃないかとか、これは回避されずに成功したらという話ですので、やっぱり回避されるんじゃないか話とポジティブにどういう効果があるかという話というのは、次の段階の検討で分けてやっていったほうがいいのかないかなと思いました。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。これはあれですかね、修文を……。

**【森構成員】** いえいえ、別に修文というわけじゃなくて、ここで別に分けずにこれまでも議論させていただいたかと思っておりますので、これはそのとおりだと思います。また次の段階で議論するときには、ちょっと意識的に、回避可能性の話と、有効性とか効果とい

うんですかね、回避可能性の話と効果の話というのはちょっと意識的に分けて考えたほうがいいのかなどということでございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今後深める際にはそういった部分も視野に入れる必要があるというのはおっしゃるとおりかなと思います。ありがとうございます。

ということで、今、御在席の方々からコメントいただいたということで、次に、本日御欠席の構成員から御意見いただいておりますので、御代読を事務局のほうにお願いいたします。

【鈴木利用環境課課長補佐】 事務局でございます。

まず、山口構成員からいただいた御意見について紹介させていただきます。

「7月8日は所用があるため出席できず申し訳ございません。中間論点整理（案）及び当概要の内容に異存ありません。修正等につきましては座長一任でお願いいたします。」

続きまして、黒坂構成員からいただいた御意見について紹介させていただきます。

「中間論点整理について、内容に異存はなく、今後の取扱いは座長に一任いたします。その立場から、以下意見を述べさせていただきます。

まず、前提として、オンラインカジノに関する被害が広範に発生しており、いわゆるオンラインカジノ依存症の方やその御家族が苦しんでいるということ自体は直視すべき問題であり、早急な対応が望まれます。

一方で、被害実態について、正確に把握する必要を感じます。既に警察庁や関係する専門家による調査は報告いただきましたが、例えばオンラインカジノ利用環境としてどのような端末、アプリ、ネット回線、決済手段を利用し、常習性・習慣性に拍車をかけるような利用環境がどのように存在しているのかをさらに詳細に把握・分析すべきです。

そうした被害実態の把握は、技術的な対策が対象となる利用者（すなわち人間）に対して、どの程度効果を持つのかを評価する際に不可欠なものです。逆に言えばそれがない状態で効果測定を行っても、定性的な評価にならざるを得ないことは否めません。検証すべきは技術そのものではなくそれが人間にどのような効果を与えるのか（与えないのか）であり、こうした実態把握を、できる限り潤沢にリソースを投入し、なおかつ関係省庁や研究機関が連携して、大規模かつ迅速に行っていただきたいと願います。

また、いわゆるスポーツベッティングのように、将来的な課題（なおかつ従来とは構造が異なる課題）が既に散見されるところ、国際的な法執行の連携等を含め、事前に取り込める課題と解決策をあらかじめ視野に入れた上で、引き続き検討すべきと考えます。

私自身は、原理主義的にIPアドレスブロッキングを否定するものではなく、それを導入する合理性、すなわち被害者の救済や公益に資することが明確であり、なおかつ効果が認められる場合は導入を検討すべきという立場です。

しかしながら、ブロッキングそのものは、極論すればオンラインカジノユーザー自身が何ら手段を講じることなく、極めて簡便に回避できる可能性が想定されます。そうした中、逆に他の手段も一定程度の有効性が認められるところ、容易にできることは全面的かつ迅速に対策を講じた上で、それらの効果を評価しながら、同時に検討を進めるべきと考えます。」

続きまして、長瀬構成員からいただいた御意見について紹介させていただきます。

「まず、事務局より提示されております中間論点整理案につき、賛同します。

検討会の席上、オンラインカジノ対策としてのブロッキングの有効性について議論が交わされておりますが、例えばブロッキング回避措置を念頭に置かないようなライトユーザーに対し、違法性を指摘する警告表示を行うようなブロッキングを行うことの有効性いかん、というように、誰に対して（または何に対して）、どのようなブロッキングを念頭に置くかという視点も、その検討の順序はさておき、有効性の議論においては重要と考えます。このような視点も含め、ブロッキングの実施の是非等が議論されるべきと考えます。

もちろんブロッキングを実施するにしても、ブロッキングのみでオンラインカジノの問題が全て解決するわけではなく、広告の在り方や検挙、依存症になった方々へのケアなど、様々な観点から対策をしなければならない問題であることも明白であります。したがって、児童ポルノ対策同様、総務省のみではなく、政府全体で対応すべき問題と考えます。

このように、様々な対策を政府全体で行うべきでありますし、その一環として、ギャンブル等依存症対策基本法が改正され、それに伴う取組も行われると聞き及んでおります。同改正も踏まえた、様々な対策の効果検証も当然必要となります。そのような流れの中でブロッキングの有効性の検討も含めた、実施の是非などが検討されるべきと考えます。

いずれにしましても、当検討会におきましては、そのような様々な対策の中におけるブロッキングの位置づけや実施の是非、仮に実施する場合の条件などに関する様々な論点をしっかり洗い出し、今後検討すべき項目や検討手順を十分に議論して取りまとめることが肝要と考えます。そして中間論点整理案は、今までの議論を踏まえ、考え得る限りの論点を洗い出し、整理したものと考えます。したがって、示された中間論点整理案につきまして、当職は賛同いたします。

本日は他用により欠席となり大変申し訳ございませんが、当職の考えは以上でございます。御高配賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。」

以上となります。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

そうしましたら、最後に私からも一言申し上げます。まずは、この間、精力的に御検討いただきました構成員の皆様、それから御発表いただきました専門家や関係者の方々、それからもちろん事務局の皆様、そのほか関係の方々に厚く御礼を申し上げます。

既に御発言いただいた内容ともかぶるところではありますけれども、まずはこのオンラインカジノの依存症の深刻さ、それからその一部としてスポーツベッティングの弊害というところで、スポーツの公正性といいますか健全性への悪影響というような論点も新たに出てまいりましたけれども、そういったオンラインカジノ全般の非常に大きな問題性というものがこの検討会を通じて明らかにされたということが、まずもって一つ成果かなと思っております。オンラインカジノに対する対策が非常に急務であるということが明らかになりました。ですので、まずはこの点を広く社会に共有するということが非常に重要ではないかと思っておりますが、この検討会がその一助となれたと考えております。

対策が急務と申し上げましたけれども、個々の対策にはそれぞれ意義と限界というものがございますので、幅広い対策を組み合わせる総合的に対策を打っていくということが不可欠であろうと思っております。先日、依存症対策基本法の改正法が成立しまして、広告に関するアプローチなどが導入されたということですが、なおなすべきことはたくさん残っているのではないかと存じます。

そういうことで申しますと、今回この検討会を主催されている総務省や、あるいは御協力いただきました警察庁だけではなくて、ギャンブル等や教育、その他関係するテーマを所管する多くの省庁の関与が不可欠となりますので、この点に関しては、総務省におかれましてはそういう全政府的な体制の構築に御尽力いただくということをぜひお願いしたいと思っております。

それから、本検討会のテーマでありますアクセス抑止に関してですけれども、こちらにつきましても、先ほどの概要版6ページにありますように、アクセス抑止の関係でもたくさんの手法があるわけです。これはどれか一つを採用するというようなことではなくて、それぞれ深めていくべきものです。先ほど来ジオブロッキングとかCDNに関して具体的な御言及がありましたけれども、これらはブロッキングをするのかジオブロッキングなのか、

ブロッキングするのかCDNなのかという、そういう関係ではなくて、それぞれやっていかないといけないということです、ブロッキングにばかり注目が行くわけですが、ぜひ、CDNとかジオブロッキングその他についても同じような熱量を持って深めていく必要があるのではないかと考えております。

逆に、ブロッキングも、あくまで総合的な対策の一部ということになります。今回この検討会でも賛否がかなり、相違が浮き彫りになったわけですがけれども、これに関しては今後、有効性とか回避策について、諸外国の実情とか技術的な検討とかそういったところを深めていって、エビデンスベースでブロッキングの対策としての意義と限界というものを見極めた上で検討していく必要があるのかなと考えております。

ということで、引き続き、皆様方には御協力のほどよろしく願いいたします。

以上が私の意見でございます。

ということで、まとめに入りたいと思います。様々な御意見をいただきました。修正の御提案と申しますか、修正を御検討いただきたいというような要請もありましたけれども、それらの修正反映につきましても、この場におきまして私のほうに御一任をいただきたいと思っておりますけれども、構成員の皆様、いかがでございましょうか。

【大内利用環境課長】 曾我部先生、すみません。JAIPAの野口さんから一言、御発言の希望がございました。

【曾我部座長】 そうでしたら、野口さんお願いいたします。

【JAIPA】 オブザーバーではありますが、失礼いたします。プロバイダーとしての受け止めについて、一言だけ申し上げさせていただければと思います。

まず、ブロッキングだけを考えるのではなくて、全般的な官民協働、省庁横断的な対応の一つとしてブロッキングを検討するということは妥当だと思います。また、もしブロッキングするならば法的根拠を持たせるべきであるという点についても、実際に携わる可能性があるプロバイダーの事業者の法的な立場に非常に配慮していただいたもので、これは妥当です。

全般的な対応という件なんです、ブロッキングが妥当かどうかというのは結局、補充性の議論が大きな柱にもなってくると思いますので、ほかの対策との関係で相対的に考えられるということがありまして、ブロッキングだけを議論するという事はやはり難しいと思います。実際にも、私たち広い意味での通信に関わる者の中でもまだできることはたくさんあると思います。

ブロッキングを行うとしたらという仮定で議論を並行して走らせることについては、私どもも否定は全然いたしません。というのも、これまでの議論を踏まえても、ブロッキングの妥当性自体が、ブロッキングの制度の設計や技術的な検討の在り方次第で左右される可能性があると考えておりますので、そういった深掘りの検討をフィードバックさせる必要が何かありそうだと感じました。

これからしっかりとした議論をぜひまたお願い、引き続き今までのようなしっかりとした議論をお願いできればと思います。深掘りの機会でも、私たちとしても積極的にきちんと協力させていただきたいと思います。

大変失礼しました。ありがとうございます。

**【曾我部座長】** 貴重な御意見、どうもありがとうございました。

では、先ほどの話に戻らせていただきまして、座長の私のほうに御一任をいただければと存じますけれども、御異議がおありでしたら御発言いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますかね。一任をいただけたということで認識いたしまして、修文後の案につきまして、一般の意見募集にかけまして広く御意見を承りたいと思っております。事務局におきましては、修文後の案について意見募集の手続を進めていただければと存じます。

ということで、事務局のほうにお戻しいたしますので、連絡事項等をよろしくお願いたします。

**【鈴木利用環境課課長補佐】** ありがとうございます。本日取りまとめをいただきました中間論点整理（案）については、これから本日の議論を踏まえた修正等をさせていただいた後に、意見募集の手続に入ります。

次回会議の日程については、追って調整させていただきたいと思います。意見募集手続を踏まえた今後の進行等について、追ってお知らせさせていただきます。

事務局からは以上となります。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。

そうしましたら、以上をもちましてオンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会の第6回会合を終了とさせていただきます。

本日は皆様どうもありがとうございました。

以上